10章　共通条項の条項別解説　　第Ⅲ部　条項

通知条項の設計：到達主義と通知方法

執筆　プロスパイア法律事務所　　最終更新日　2026年10月25日

一　問題の所在：通知が届かなかったらどうなるか

契約書の後ろのほうに並ぶ条項のなかで、通知条項はいちばん軽く見られています。住所と部署名を埋めるだけの欄に見えるからです。

けれども、この条項が働かないと、前のほうに書いた条項がまとめて空回りします。

解除は、相手方に対する意思表示によってします。期限の利益喪失のうち請求喪失型は、喪失させる旨の通知が要ります。中途解約も、予告期間を置いた解約の申入れが出発点です。**どれも、通知が相手に届いてはじめて効果が生じます。**

届かなかったらどうなるか。原則は、効果が生じません。相手が引っ越していた、担当者が退職していた、郵便を受け取らなかった。そのどれであっても、通知が到達していなければ、解除も期限の利益喪失も起きていないことになります。

以下、到達主義の枠組み（二）、「到達」とは何かという解釈（三）、契約書への落とし込み（四）の順に見ます。

二　制度の枠組み

1　到達主義（民法97条1項）

出発点は条文です。

> 第九十七条（意思表示の効力発生時期等）
> 意思表示は、その通知が相手方に到達した時からその効力を生ずる。
> 2　相手方が正当な理由なく意思表示の通知が到達することを妨げたときは、その通知は、通常到達すべきであった時に到達したものとみなす。
> 3　意思表示は、表意者が通知を発した後に死亡し、意思能力を喪失し、又は行為能力の制限を受けたときであっても、そのためにその効力を妨げられない。（注1）

1項が到達主義です。発信した時ではありません。到達した時に効力が生じます。**したがって、到達しなかった通知は、出していないのと同じ扱いになります。**

この規定は、意思表示以外の観念の通知などに対しても準用されます（注2）。契約上の「報告」や「催告」も、同じ枠組みで考えることになります。

3項は、通知を発した後に表意者が死亡したり意思能力を失ったりしても効力は妨げられない、というものです。法人が当事者の契約では表に出ませんが、個人が当事者の契約では意味を持ちます。

2　相手方が到達を妨げた場合（97条2項）

2項は、相手方が正当な理由なく到達を妨げたときは、通常到達すべきであった時に到達したものとみなす、というものです。

読むときの注意は「正当な理由なく」と「妨げた」の2つです。単に受け取らなかったというだけでは、妨げたことになるとは限りません。実際に妨害があったことを主張・立証する側は、通知を出した側です。

2項を当てにした設計はできない、というのが実務上の結論です。争いになってから「あれは妨害だった」と主張するのは重い。四で見るとおり、契約書のほうで到達の扱いを決めておくことになります。

3　通知が効力要件になる場面

契約書のどこが通知条項に依存しているかを、先に洗い出しておきます。

場面	通知が果たす役割
催告解除	相当の期間を定めた催告と、解除の意思表示
無催告解除	解除の意思表示
期限の利益喪失（請求喪失型）	喪失させる旨の通知
中途解約	予告期間を置いた解約の申入れ
自動更新の停止	更新拒絶の通知（期限付き）
表明保証違反の通知	期間内に通知することが請求の要件になっている契約が多い

期限が切られているものほど、到達の時期が争点になります。とくに更新拒絶と表明保証違反の通知は、1日の差で結論が変わります。

三　解釈：「到達」とは何か

1　了知可能な状態に置かれれば足りる

条文は「到達」としか書いていません。中身を示したのが次の判決です。遺留分減殺の意思表示を記載した内容証

明郵便が、受取人の不在により配達されず、留置期間の経過で差出人に返送されたという事案です（注3）。

> 隔地者に対する意思表示は、相手方に到達することによってその効力を生ずるものであるところ（民法九七条一項）、右にいう「到達」とは、意思表示を記載した書面が相手方によって直接受領され、又は了知されることを要するものではなく、これが相手方の了知可能な状態に置かれることをもって足りるものと解される（最高裁昭和三三年（オ）第三一五号同三六年四月二〇日第一小法廷判決・民集一五巻四号七七四頁参照）。（注4）

受け取っていなくても、読んでいなくても、到達しうるということです。

2　何を見て「了知可能」と判断したか

この判決は、あてはめも具体的です。

受取人は、不在配達通知書の記載により書留郵便が送付されたことを知り、その内容が遺産分割に関するものではないかと推測していた。この間、弁護士を訪れて遺留分減殺について説明を受けていた。裁判所は、こうした事情を考慮すると、受取人としては内容証明郵便の内容が遺留分減殺の意思表示またはこれを含む遺産分割協議の申入れであることを十分に推知することができたというべきである、としています（注4）。

受領できたかどうかも見ています。受取人は長期間の不在その他郵便物を受領し得ない客観的状況にはなく、仕事で多忙であったとしても、受領の意思があれば郵便物の受取方法を指定することによってさしたる労力、困難を伴うことなく受領することができた、というのが認定です（注4）。

そのうえで結論を出しました。

> そうすると、本件内容証明郵便の内容である遺留分減殺の意思表示は、社会通念上、被上告人の了知可能な状態に置かれ、遅くとも留置期間が満了した時点で被上告人に到達したものと認めるのが相当である。（注4）

3　この判決から実務に引けること

3つあります。

到達の時期は、遅くとも留置期間が満了した時点とされました。発送日や不在配達通知書が入った日が基準とされたわけではありません。期限のある通知では、この時間差が効きます。

内容を推知できたことが、判断の材料になっています。受取人が中身を推測できる状況にあったことが、判断の柱の一つでした。裏返すと、まったく心当たりのない相手に突然内容証明を送って受け取られなかった場合、同じ結論になるとは限りません。

受領できたかどうかも見られます。長期出張、入院、災害といった客観的な事情があれば、判断は変わりえます。

四　契約実務への還元

1　通知条項に何を書くか

通知条項は、契約当事者間の通知等の方法やその効力発生要件等を定める条項です。具体的な内容としては、通知等の具体的な方法と通知先を定めることが一般的ですが、加えて、その効力発生につき通知が到達すると否とにかかわらず、通常到達すべき場合に到達したものとみなしてその効力が発生する旨（いわゆるみなし到達）の内容を定めることもあります（注5）。

条項例は次のものです。

> 第〇条（通知条項）
> 本契約に基づきまたは本契約に関連してなされる契約当事者間の通知その他の連絡は、以下のそれぞれの相手方当事者の連絡先に対して書面により手交、配達証明付郵便または電子メールによって送付されるものとし、その効力はそれぞれの連絡先に到達した時点に生じる。なお、甲および乙は、本条に基づき相手方当事者に対して通知することにより、以下の連絡先を変更することができる。（注6）

置く意味は、2つあります。1点目は当事者の利便性です。相手方の連絡先が不明確であったり方法が明確に定められていなかったりすると、通知等を適切に行い得なかったり、すべての通知等を相手方の代表者宛に行う手間が必要となったりするため、宛先と方法を定めておくことで、簡便かつ容易に行えます（注7）。

2点目は紛争のリスクの回避です。M&Aに関する契約に基づく通知等には明確な期限が定められているものも多いことから、期限内に適法な通知等がなされたか否かが明確にならない場合には、後に紛争が生ずるおそれがあります。宛先や方法を明確に定めたり、みなし到達規定を設けておくことによって、通知等がなされたことおよびその時期を明確化できます（注7）。

2　宛先は、部署と担当者まで書く

法人が契約当事者である場合の連絡先については、契約当事者の住所とともに、その宛先となる部署と実際に受領を担当する役職員の名前まで記載する条項例が多くみられます。法人の場合、関係のない部署に通知等が届いても、適時適切な対応等がなされないおそれがあるからです（注8）。

また、住所が変更されたり宛名とした従業員が退職したりすることもあるため、通知条項に定める方法によって相手方に通知することによって連絡先を変更することができる旨を定めておくことも多くなります。特にみなし到達規定を設ける場合には、連絡先を変更できる旨を定めておくことの必要性が高い点に、留意しておくべきです（注8）。

変更の仕組みとみなし到達はセットです。変更できないまま到達をみなされる条項は、相手方にとって受け入れがたいものになります。

3　通知の方法をどう選ぶか

通知の方法としては、手交、郵便、ファックスおよび電子メールが記載されることが多いところです。それぞれについては、次のとおりです（注9）。

方法	留意点
郵便	普通郵便の場合には到達が明らかにならないことから、書留郵便、配達証明郵便や内容証明郵便などの方法が定められることも多い
電子メール	サーバー機器等の不具合やメールアドレスの廃止、変更等により到達の確実性に問題がないとはいえないことや、長期不在等により到達を即時に認識できないリスクがあることから、あえて通知方法に含めないこともあるが、通知等を容易かつ迅速に行うことができることから、最近では通知方法に定めることも多い
ファックス	企業においてあまり使用されないようになったことから、最近では通知方法として定めていない条項例がみられる

三で見たとおり、「到達」は了知可能な状態に置かれれば足ります。郵便の選び方は、到達したことを後から立証できるかどうかの問題です。配達証明は到達の事実を、内容証明は内容を証明します。期限のある通知には、両方を付けた郵便を使うことになります。

4　みなし到達条項を置く

民法97条1項は任意規定なので、到達しなかった場合であって通常到達すべきときに到達したものとみなすというみなし到達規定は、一般的には有効といえます（注10）。

ただし、みなし到達規定が一般的に有効だとしても、到達しなかったすべての通知について到達の効力が認められるとはいえません。

すべての通知に及ぶわけではありません。債権譲渡の通知に効かなかった例があります。借主が本店を移転したのに届け出なかったため、債権譲渡通知が旧本店所在地に郵送されて返送された事案で、譲受人はみなし到達規定により到達したものとみなされると主張しました（注11）。

裁判所は、民法467条1項が譲渡の通知を対抗要件としたのは、第三者が債務者の表示を信頼して債権を譲り受けることを踏まえたものだとし、民法の規定する債権譲渡の対抗要件制度は当該債権についての債務者の認識を通じて譲渡の有無が第三者に表示されることを根幹として成立していると述べたうえで、こう判断しました。

> このように、民法は、債務者の認識を通じて、債権についての取引の安全を確保しようとしているから、債権譲渡においては、その通知を発したことよりも、通知が債務者に到達したことを重視すべきである。（注12）

そして、実際に債権譲渡通知が到達しておらず、これにより債務者が譲渡の事実を認識するに至らなかったにもかかわらず、みなし到達規定により到達したものと解することは相当ではない、としています（注12）。民法467条1項は債務者の利益を保護する任意規定だという譲受人の主張に対しても、民法が予定する債権譲渡の通知は債務者の利益を保護することに尽きるものではなく、債権の取引の安全をも考慮したものであるとし、二重譲渡の客観的な可能性が全くなかったとは認められない本件では、みなし到達規定の適用は債権の取引の安全を害するおそれがあるとして退けました（注12）。

第三者には対抗できません。古い判決ですが、銀行取引約定書のみなし到達の約定について、相殺の意思表示の不到達は相殺の意思表示がなされないのと同等に評価されるべきであるとしたうえで、理由中でこう述べたものがあります（結論としては、別の理由で銀行の相殺を認めています）。

> ……したがって、相殺の意思表示が到達したものと擬制する特約（乙第一号証の銀行取引約定書第一一条第二項のいわゆるみなし到達の約定）は、すくなくとも第三者には対抗しえないと解するを相当とする。（注13）

相殺の目的とされる債権が特定され、相殺を行う旨の意思が相手方に伝達されない場合には、相手方の地位を不安定にし、ひいては取引の安全を害することになる、というのが理由です（注13）。当事者間では有効なみなし到達規定でも、その効果を第三者には対抗できないというのが一般的な理解です（注10）。

2件に共通するのは、みなし到達を認めると、契約の外にいる第三者の取引の安全が害される場面だということです。差押債権者、債権の譲受人、二重譲渡の相手方。債権譲渡の通知では、そのために、みなし到達規定を合意した債務者との関係でも到達が否定されました。

相手が消費者なら、別の考慮が要ります。みなし到達規定そのものが消費者契約法10条で無効にならないか、約款で定めた場合には民法548条の2第2項のいわゆる不当条項として効力が認められないことにならないかが、問題になり得ます（注10）。

5　到達をみなすのではなく、時期を確定する

みなし到達には2つの型があります。法人間のM&A契約書などに設けられる通知条項においては、約款において定められることの多い「届出を怠った場合の不着等においても到達をみなす」ことに主眼があるものではなく、通知等の効力発生時期を確定することに主眼を置いている定め方も多いところです（注14）。

後者の条項例が次のものです。

> 第〇条（通知条項）
> 本契約に基づきまたは本契約に関連してなされる契約当事者間の通知その他の連絡は、以下のそれぞれの相手方当事者の連絡先に対して書面により手交、郵便または電子メールによって送付されるものとし、その効力はそれぞれの連絡先に到達した時点に生じる。ただし、手交した場合にはその交付時に、郵便の場合は送付した日の翌々日に、電子メールの場合には送信した日の翌日に、それぞれ連絡先に到達したものとみなすものとする。（注15）

到達をみなすことよりも、通知の効力がいつ生じるかを日数で明確にすることに主眼を置いた型です。期限の計算が争点になる契約では、こちらのほうが実務的な効き目があります。事業者間の契約で、相手方にも同じ条件が適用されるので、交渉でも通りやすい。

6　条項に書いた方法以外で通知したら

実務でよくあるのは、契約書には配達証明付郵便と書いてあるのに、担当者間のメールで済ませてしまう場面です。

通常は、通知条項を定めたとしても、それは通知等の利便性や紛争を回避する趣旨であって、それ以外の方法による通知等を拒絶する趣旨ではありません。それ以外の方法による通知等を行ったとしても、その効力が否定されたり契約違反（債務不履行）とはならないというのが、合理的意思解釈といえます。仮に定めた方法以外での通知を拒絶する意思であったとしても、実際に通知等がなされ相手方に到達しているにもかかわらずその通知等の効力を否定する主張は、権利濫用等に該当し許されないことが多いと思われます（注16）。

方法を外れても、届いていれば効力は否定されにくいということです。ただしこれは、到達したことを立証できる場合の話です。メールで送ったことを後から証明できなければ、同じ問題に戻ります。条項に書いた方法を使う実務上の理由は、効力の有無ではありません。立証にあります。

本稿で扱わなかったこと

電磁的方法による通知の設計（メールの到達をどう証明するか、担当者個人のアドレス宛でよいか、重要な通知だけ書面に限定するか）は、別稿「電磁的方法による通知」が扱います。

一定の事由が生じた場合に相手方に通知する義務を課す通知義務条項は、本稿の通知条項とは別の条項です（注5）。本稿は前者に絞りました。

意思表示の公示送達、内容証明郵便の実務上の使い方、到達の立証方法の詳細は、本稿では扱いません。

参考文献等

（注1）民法97条
（注2）太田大三『契約書一般条項のポイント――ドラフトに効く、レビューに活きる』（商事法務、2026）166〜167頁
（注3）最1小判平成10年6月11日民集52巻4号1034頁（平成9年（オ）第685号）の事実関係
（注4）前掲注3・判決理由三2
（注5）前掲注2・164頁
（注6）前掲注2・164〜165頁の記載例①
（注7）前掲注2・165〜166頁
（注8）前掲注2・169頁
（注9）前掲注2・169〜170頁
（注10）前掲注2・166〜169頁
（注11）東京高判平成27年3月24日判例時報2298号47頁（平成26年（ネ）第4769号）の事実関係
（注12）前掲注11・当裁判所の判断二
（注13）東京高判昭和58年1月25日判例タイムズ492号62頁（昭和57年（ネ）第964号）
（注14）前掲注2・170頁
（注15）前掲注2・170頁の記載例③
（注16）前掲注2・166頁

ウェブ版　https://prospire-law.com/contract-knowledge/tsuchi-joko-totatsu-shugi/
引用表記例　プロスパイア法律事務所「通知条項の設計：到達主義と通知方法」契約法務ライブラリ（最終更新日2026年10月25日）

本稿は、契約法務に関する論点を一般的に整理したものであり、個別の事案についての法的助言ではありません。記載は最終更新日時点の法令・判例・文献に基づきます。ご相談は プロスパイア法律事務所 までお問い合わせください。